

中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保の必要性（案）

1. 現状と課題

公的な捕獲の担い手や地域関係者を調整するコーディネーター等の必要性は従来から指摘等されてきたところであり、令和 7 年度に緊急銃猟制度が創設されると、改めてその必要性が指摘されたところ。こうした鳥獣保護管理の担い手に関しては、平成 26 年度には認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設され、民間においても資格制度が作られており人材を一定の形で認証等する仕組みが設けられている。また、従来から、捕獲の担い手の確保に向けた狩猟フォーラム等の取組や狩猟免許取得後の支援についても行われている。

一方で、このような取組等により鳥獣保護管理の担い手の育成が行われたとしても、継続的に地域で確保（雇用、契約等）していく受け皿（組織、仕組み）や、それを地域で支え発展させる体制がなければ、育成等した鳥獣保護管理の担い手の活躍の機会は生じず、また、活躍の機会がなければ、前述の育成等や更なる技術向上等にも繋がらないところであるが、鳥獣保護管理の担い手を継続的に地域で確保していくための政策については、これまで、ほとんど議論が行われてきていません。中でも、鳥獣保護管理の担い手を継続的に確保するためには必要となる、自治体の財源の課題については、環境省による交付金が今後大幅に増加することを前提とすることができない以上、交付金に頼らずとも自走可能な仕組みを具体的に検討する必要がある。

また、公的な捕獲の担い手としては、認定鳥獣捕獲等事業者制度があるが、この制度が創設された当初想定されていたように活用されていない現状がある。当該制度の改善に係る検討について、特に財政面も含め組織として自走できるようにする観点において、検討が必要である。

2. 対応方針（案）

- ・中長期的な公的な捕獲等の担い手の確保のための受け皿、体制、財源の確保の考え方を明確に示すことを検討してはどうか（基本指針 I 第二 1 及び 2、第五の改正を検討）